



2025年12月4日

各 位

会 社 名 株式会社 セキド  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 関戸 正実  
(コード: 9878 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員  
管 理 部 長 弓削 英昭  
(TEL. 03-6300-6105)

**第三者割当による第18回及び第19回新株予約権(行使価額修正条項及び行使停止条項付)  
の発行価額の払込完了に関するお知らせ**

当社は、2025年11月18日付の取締役会決議において決議した、EVO FUND(以下「割当先」といいます。)を割当先とする第18回及び第19回新株予約権(以下それぞれを「第18回新株予約権」及び「第19回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行に関して、この度、2025年12月4日に発行価額の総額(950,000円)の払込みが完了したことを確認致しましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025年11月18日公表の「第三者割当により発行される第18回及び第19回新株予約権(行使価額修正条項及び行使停止条項付)の発行及び新株予約権の第三者割当契約の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	2025年12月4日
(2) 新株予約権の総数	20,000 個 第18回新株予約権 : 10,000 個 第19回新株予約権 : 10,000 個
(3) 発 行 價 額	総額 950,000 円 第18回新株予約権 1個当たり 83 円 第19回新株予約権 1個当たり 12 円
(4) 当該発行による潜在株式数	2,000,000 株(新株予約権 1個につき 100 株) 第18回新株予約権 : 1,000,000 株 第19回新株予約権 : 1,000,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額はいずれも 296 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 2,000,000 株であります。
(5) 資 金 調 達 の 額	1,169,950,000 円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、592 円 本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。)に初回の修正がされ、割当日の2取引日後に第2回目の修正がなされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。)。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正では、行使価額は、2025年11月18日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額(但し、当該金額が、上記「(4)当該発行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額としま

	<p>す。)に修正されます。第2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、当該修正日に先立つ3連続取引日(以下「価格算定期間」といいます。)の各取引日(但し、終値が存在しない日を除きます。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が、上記「(4)当該発行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)に修正されます。また、いずれかの価格算定期間内の取引日において本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間内の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。但し、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日(当日を含みます。)から当該株主確定日等(当日を含みます。)までの、株式会社証券保管振替機構の手續上の理由により本新株予約権の行使ができない期間(以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。)及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後(当日を含みます。)の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、本新株予約権の発行要項第10項第(1)号に準じて行使価額は修正されます。</p>
(7) 募集又は割当方法 ( 割 当 先 )	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てます。
(8) 権利行使期間	2025年12月5日から2027年12月6日まで
(9) その他の	<p>(1) 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要します。</p> <p>(2) 当社は、EVO FUNDとの間で、本新株予約権の買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結しました。また、当社は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、EVO FUNDとの間で、総数引受契約を締結しました。</p> <p>(3) 本買取契約において、以下の内容が定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本新株予約権の発行に係る割当先による払込義務は、下記事項が払込期日までに満たされていることを停止条件として発生します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権の発行に係る有価証券届出書によりなされた届出が効力を有していること</li> <li>・本買取契約に定める当社の表明及び保証が払込期日において真実かつ正確であること</li> <li>・当社の財務状況、売上状況、業務の状況、経営状況につき、重大な悪化と見做されうる変化がなく、また、かかる変化が生じる合理的なおそれもないこと</li> <li>・第19回新株予約権に係る払込みについては、2025年11月20日開催の臨時株主総会において、当社の発行可能株式総数を11,800,000株とする旨の定款の一部変更に関する議案に係る承認決議が適法かつ有効になされていること</li> </ul> </li> <li>② 本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認が必要です。</li> </ul> <p>(4) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定</p>

	<p>めた本新株予約権を取得する日(以下「取得日」といいます。)の 11 取引日以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより(但し、通知が当該日の 16 時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われます。)、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。</p> <p>(5) 上記「(8) 権利行使期間」欄で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。)で取得します。</p> <p>(6) 第 19 回新株予約権の行使については 2026 年 12 月 5 日に行使が可能となります(但し、第 19 回新株予約権について、当社の指示(以下「行使前倒し指示」という。)により前倒しての行使が可能です。)。</p>
--	--

(注)調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(当初行使価額にて算定)を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達資金は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。

以 上